更生計画認可

令和７年（ミ）第２号

大阪市中央区大手前一丁目７番31号ＯＭＭビル16階

更生会社　株式会社タガヤス

１　決定年月日　令和８年４月23日

２　主文　本件更生計画を認可する。

３　理由の要旨　管財人から提出された更生計画案は、可決され、かつ法定の要件を具備している。

４　更生計画の要旨

【凡例】

更生会社：更生会社株式会社タガヤス

本更生手続：更生会社に対する更生手続（大阪地方裁判所令和７年（ミ）第２号）

更生裁判所：本更生手続が係属する裁判所

更生手続開始決定日：令和７年５月15日（「開始決定日」という場合がある。）

管財人：更生会社管財人山本幸治

優先的更生債権：一般の先取特権その他一般の優先権がある更生債権

一般更生債権：更生債権のうち優先的更生債権及び約定劣後更生債権を除いた債権

元本等更生債権：確定した一般更生債権のうち、元本並びに開始決定日の前日までの利息及び損害金の請求権

開始後利息等：開始決定日後の利息及び損害金

延滞金等：延滞金、延滞税及び利子税

第１章　更生計画立案までの経緯（省略）

第２章　業務及び財産の状況（省略）

第３章　更生計画案の基本方針と骨子（省略）

第４章　更生債権等に関する権利の変更と弁済・納付方法

第１節　更生担保権

１　確定債権（省略）

２　権利の変更及び弁済方法

確定更生担保権額を、更生計画認可決定日から２か月を経過する日の属する月の末日までに一括して弁済する。

第２節　優先的更生債権（租税等の請求権）

１　届出債権（省略）

２　権利の変更

⑴　別表６【租税等の請求権納付計画表】記載の債権のうち、督促手数料（開始決定後に発せられる督促状に係る督促手数料を含む。）及び加算金（中略）、更生手続開始決定日の前日までの延滞金等（中略）及び更生手続開始決定日から１年を経過する日の翌日から更生計画認可決定日の前日までの延滞金等（中略）（ただし、いずれも更生会社に法令上の納付義務があるものに限る。）については、徴収権者の同意を得て、その全額の免除を受ける。

⑵　同表記載の債権のうち、更生手続開始決定日から１年を経過する日（その日までに更生計画認可決定があるときは、その更生計画認可決定日。以下同じ。）までの延滞金等（中略）については、徴収権者の意見を聴き、その全額の免除を受ける。

⑶　同表記載の債権のうち、更生計画認可決定日以降完納に至るまでの延滞金等（中略）については、徴収権者の意見を聴き、その全額の免除を受ける。

⑷　前記⑴及び⑵については更生計画認可決定時に、前記⑶についてはその延滞金等に係る本税等の完納時に、各免除を受ける。ただし、前記⑴について徴収権者の同意を更生計画認可決定時以後に得たときは、当該同意を得た日に免除を受ける。

３　納付方法

別表６【租税等の請求権納付計画表】記載の債権のうち「納付額」欄記載の債権について（ただし、各徴収権者による免除の同意が必要な部分について、同意（全部又は一部）が得られないときは、当該同意を得られない額であって、更生会社に法令上の納付義務がある部分を付加する。）、更生計画認可決定日から２か月を経過する日の属する月の末日までに一括して納付する。

４　修正申告等による増減額があった場合の措置

別表６【租税等の請求権納付計画表】記載の債権につき修正申告、更正その他の事由により税額に異動があったときは、当該異動後の金額が同表に記載されたものとみなして、前記１から３までの定めを準用する。

第３節　一般更生債権

第１　確定債権（省略）

第２　弁済金額、弁済方法及び権利の変更

１　弁済金額及び弁済方法

元本等更生債権は、以下の区分に従って弁済率を乗じた額の合計額（別表７【一般更生債権弁済計画表】の「弁済額」欄記載の金額）について、更生計画認可決定日から２か月を経過する日の属する月の末日までに一括して弁済する。

元本等更生債権の額／弁済率

ア　10万円以下の部分／100％

イ　10万円を超える部分／1％

２　権利の変更

元本等更生債権のうち弁済後の残額及び開始後利息等については、各一般更生債権について、それぞれその弁済を完了した日に全額免除を受ける。

第４節　権利変更と弁済に関するその他の事項

１　弁済・納付の場所等

本更生計画による弁済は、弁済時における管財人事務所において行う。

ただし、管財人は、更生債権者等が指定する日本国内の預貯金口座に振り込む方法により弁済できる。この場合の振込手数料は、更生会社の負担とする。

また、租税等の請求権の納付は、徴収権者の指定する場所・方法において行う。

弁済日又は納付日が銀行等の休業日である場合は、翌営業日に弁済又は納付を行う。

２　更生債権等の放棄、取下げの扱い

更生債権等の一部の放棄又は取下げがなされたときは、本更生計画の弁済金額、弁済方法及び権利の変更の定めは残債権額を基準として適用する。

３　端数処理

更生債権等の弁済金額の計算において生ずる１円未満の端数は、別段の定めがある場合を除き、これを切り上げる。

４　債権譲渡等の取扱い

開始決定日以降、更生債権等の譲渡又は移転がなされたときは、本更生計画の弁済金額、弁済方法及び権利の変更の定めは、譲渡又は移転前の債権額を基準として適用する。一部譲渡又は一部移転の場合には、各更生債権者等がその債権額で移転後の各弁済金額を按分取得し、免除額を按分負担する。按分計算にあたり生ずる１円未満の端数は、その弁済金額を基準に少数第１位を四捨五入する。

なお、本章、第３節、第２、１記載の「ア10万円以下の部分」とは、一部譲渡又は一部移転の前の合計額のうち10万円以下の部分を称するものであるから、各更生債権者等に各10万円以下を割り当てるものではない。

５　利息及び損害金

本更生計画の定めによる弁済及び納付には、利息及び損害金を付さない。

６　弁済金の支払債務と更生会社保有の債権の相殺

管財人は、更生債権者等に対して弁済期が到来済みの債権を有するときは、当該債権を自働債権、本更生計画に基づき負担する支払債務を受働債権として対当額にて相殺することができる。

７　弁済充当

更生債権等の弁済については、更生債権者等と別段の合意を締結した場合を除き、損害金、利息、元本の順（同種の債権は発生の古いものの順）による充当を指定する。

第５章　未確定更生債権等の措置（省略）

第６章　担保権の措置（省略）

第７章　弁済資金の調達方法（省略）

第８章　共益債権の弁済等（省略）

第９章　会社の措置

第１節　株主の権利変更等

第１　株式の取得

更生会社は、以下のとおり更生会社の株式を取得する。

⑴　更生会社が取得する株式の数

発行済株式の全て

⑵　更生会社が株式を取得する日

更生計画認可決定日

⑶　取得の対価

無償

第２　自己株式の処分

１　自己株式の処分

更生会社は、以下のとおり新たに払込みを受けてその有する自己株式を処分する。

⑴　処分する自己株式の数

１株

⑵　処分する自己株式１株当たりの払込金額

１円

⑶　払込期日

更生計画認可決定日

⑷　処分する自己株式を引き受ける者（総数引受契約による）

管財人（１株）

２　管財人が取得した株式の取り扱い

管財人が、前記１の定めに従って取得した株式を第三者に譲渡するには、更生裁判所の許可を得なければならない。